

広島県告示第九百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和五年八月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

山県郡北広島町西宗字東嶽一〇二三〇、一〇二三五の一、一〇二三五の二、一〇二四一の一、一〇二四一の三、一〇二四二から一〇二四五まで、一〇二四七、一〇二四八、一〇二五〇の一、一〇二五二の一、一〇二五五、一〇二五七の一から一〇二五七の三まで、一〇三〇三の二、字西浄土平一〇三〇四の一・二

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）